

日本振興銀行役員責任追及訴訟（第２事件）について

２０１２年８月２１日
株式会社整理回収機構

第１ 検討の概要

整理回収機構は、２０１１年４月２５日に日本振興銀行株式会社の損害賠償債権の譲渡を受け、役員の実務責任について検討を行ってきた。２０１１年８月２３日に損害賠償請求事件１件及びこれに付随する詐害行為取消請求事件を提訴したが、引き続き検討を続けた結果、損害賠償請求事件１件について提訴すべきとの結論に達したので、本日、提訴を行った。以下に案件の概要を説明する。

第２ 提訴案件の概要

１ 概要

本件は、２０１０年９月に破綻した日本振興銀行の旧取締役の実務責任を問う訴訟である。

日本振興銀行は、同銀行が構築した「中小企業振興ネットワーク」において中心的役割を担っていた中小企業保証機構株式会社（以下「中小企業保証機構」という。）との間で、２０１０年３月１１日、極度額金８５億円の「特殊当座借越契約」を締結し、これに基づき、翌１２日に金８５億円の融資を実行した。

本件融資のうち、金１０億５００９万２０５６円は特段の担保も徴求せず新規に資金が流出したものであったが（残りは、既存融資返済への充当及び手数料の支払い）、中小企業保証機構は、本件融資時には大幅に財務状況が悪化していた。

中小企業保証機構は、本件融資の７か月後である２０１０年１０月に、東京地方裁判所に対し民事再生を申し立てて経営破綻し、本件融資についても多額の損害が発生することとなった。

本件の被告らは、取締役としての任務を怠って２０１０年３月１日の取締役会において本件融資を決裁したものであり、日本振興銀行に対し、会社法４２３条１項に基づき、損害賠償の責を負うものである。

なお、被告木村剛は、本件融資実行の時点で、日本振興銀行自体も大幅に財務状況が悪化しており（実際、日本振興銀行は、２０１０年５月２７日、１億円以上の融資業務等につき停止命令処分を受けている。）、同行の株式の実質的な価値が著しく低下していることを認識していた。それにも関わらず、被告木村は、本件融資を実行させ、本件融資実行直後に、自ら所有する日本振興銀行の株式を、一株３３万５０００円もの価額（総額３億１８２５万円）で中小企業保証機構に買い取らせているが、本件融資金の一部がこの購入資金に充てられたものと推測される。本件融資は、その意味でも悪質性の高い案件である。

2 請求の趣旨

(1) 被告

日本振興銀行の取締役として取締役会において本件融資を決裁した4名

		現在の年齢
取締役兼代表執行役	木村 剛 (きむら たけし)	50歳
取締役兼代表執行役	西野達也 (にしの たつや)	56歳
取締役兼執行役	山口博之 (やまぐち ひろゆき)	51歳
取締役兼執行役	関本信洋 (せきもと のぶひろ)	40歳

(2) 請求の趣旨

被告らに対し連帯して金5億円を請求。

3 違法行為

2010年3月1日の取締役会において、中小企業保証機構に対する85億円の融資を決裁(同年3月12日に実行)。

4 責任

銀行の取締役は、融資業務の実施に当たっては、元利金の回収不能という事態が生じないよう、債権保全のため、融資先の経営状況、資産状態等を調査し、その安全性を確認して貸付を決定し、原則として確実な担保を徴求する等、相当の措置をとるべき義務を有するところ、

(1) 本件融資先である中小企業保証機構は、日本振興銀行が自ら「要注意先」と査定していた先であり、融資当時は大幅に財務状況が悪化していた。しかも、中小企業保証機構の収入の8割は、日本振興銀行からの保証料と業務委託料であったところ、中小企業保証機構は、ネットワーク企業に対する融資について過大な連帯保証を押し付けられていたのであるから、それと引き換えに保証料の支払を受けても採算が合うはずはなく、その大幅な赤字を隠蔽するため、ことさらに過大に算定した業務委託料が支払われていたに過ぎないものであって、実質的には収益力がなかった。被告らはこれらの事実を十分に認識していた。

(2) 本件融資の際、特段新たに担保を徴求することはなく、本件融資の実行により与信が95億0400万円と増加したのに対し、保全分は30億円のままであり、不足分が65億0400万円であることは取締役会資料に明記されていた。しかも、この担保の内容は、日本振興銀行株式(自行の株式である上、譲渡制限があり、かつ融資時点で経営危機にあった。)、ネットワーク企業(2011年1月民事再生申立て)の株式265万株、ネットワーク企業への貸金債権6億円(担保掛目35%で2億1000万円と評価している。)を含むもので、担保としての質は低かった。

(3) 中小企業保証機構は、前述のとおり、その売上げの8割以上を日本振興銀行に依存しており、同行の支援がなければ企業としての存続すら困難であった。しかしながら、本件融資当時、日本振興銀行本体も、経営危機にあって、近い将来、業務停止命令等の行政処分を受けることが確実視される状況であった。この意味からも、本件融資当時、中

小企業保証機構は企業として存続の危機に瀕していたと評価でき、このような会社に対して融資した場合には、その返済が困難となることは明らかであって、当然、被告らもこれを認識していたものである。

5 損害

本件融資85億円のうち、71億9490万7944円は既貸付金に対する元利金の返済に充てられ、2億5500万円は事務手数料として銀行が支払を受けているので、本件融資により新規に銀行外部に流失した額は、これらの額を控除した10億5009万2056円であり、これが本件における損害となる。

本訴訟では、上記損害額10億5009万2056円の内金として5億円を請求するものである。

以上

日本振興銀行の旧役員に対する責任追及訴訟の提起について(2)

平成 24 年 8 月 21 日

預金保険機構

1. 日本振興銀行の取締役であった木村剛ら 4 名を被告とする内金 5 億円の損害賠償請求事件が、本日(8 月 21 日)、整理回収機構により東京地方裁判所に提訴されました。預金保険機構は、同行の金融整理管財人として、昨年(平成 23 年)4 月 25 日に実施した事業譲渡において、整理回収機構に対し、損害賠償請求債権等も譲渡していたことから、当機構ではなく、整理回収機構が提訴したものです。

2. 当機構は、一昨年(平成 22 年)9 月、破綻した同行の金融整理管財人に選任されて以降、預金保険法 83 条(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)の規定に基づき、破綻までの経営陣の民事・刑事上の責任追及を適正・厳正に行うための調査を行ってきました。

その結果、昨年(平成 23 年)8 月、同行が株式会社 SFCG(現在破産手続中)から大量に債権を買い取ったことにつき、旧経営陣 7 名に対する損害賠償請求訴訟を提起するとともに、被告木村がその近親者らに対し、強制執行の引当てになるはずの自己の責任財産を散逸させていた行為につき、詐害行為取消訴訟を提起するなどしてきましたが、新たに旧経営陣に対する責任追及をすべき案件の発見に至ったことから、今回の提訴に至りました。

3. 同行は、平成 19 年に中小企業保証機構株式会社(現在民事再生手続中)との間で保証事業及び審査代行事業に関する業務提携契約を締結するとともに、平成 22 年 4

月までの間に同社に対し、合計 15 回にわたって多額の融資を行いました。調査の結果、これらの融資のうち、平成 22 年 3 月に行われた合計 85 億円の融資(うち新規流出額は 10 億 5009 万 2056 円。以下「本件融資」という。)については、①同社の財務状況が著しく悪化しており、かつ、被告らはこれを十分認識していたにもかかわらず、多額の融資が行われていたこと、②本件融資においては新たな担保が徴求されておらず、新規流出分については無担保融資であったこと、③当時、日本振興銀行株式の価値が著しく低下していたところ、被告木村が、本件融資の約 1 週間後、自己の保有する日本振興銀行株式を中小企業保証機構に大量に売却して多額の利益を得ていたことなどが判明しました(別紙参照)。

当機構は、整理回収機構と協議を重ね、本件融資は、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反するものであることはもとより、同行の行ってきた融資の中でも極めて悪質なものであって、これによって生じた損害については、木村剛ら当時の取締役 4 名に対し、会社法 423 条 1 項に基づく賠償責任を問うべきであると判断しました。

また、当機構は、既に提訴済みの損害賠償請求訴訟によって、いわゆる過払い金返還債務を多数含む商工ローン債権を大量に額面で購入して財務内容を悪化させ、経営破綻に至る大きな原因の一つを作った事実を明らかにすることができると考えていますが、今回の訴訟を提起することによって、過去の破綻金融機関にはなかった重大な経営上の問題点を明らかにすることができると考えています。

すなわち、今回の訴訟を提起することによって、旧経営陣が、中小企業振興ネットワークに加盟していたいわゆるネットワーク企業を悪用して、例えば、不良債権の飛ばしや経営者の個人的利益の獲得など、様々な不正行為を行っていた実態を法廷の場で明らかにすることができ、これらによって日本振興銀行が破綻するに至った原因である問題点を解明するという金融整理管財人としての責務を果たすことができるものと判断しました。

4. 当機構としては、整理回収機構に対し、当該訴訟に関する指導・助言を行うほか、今後も金融整理管財人として鋭意調査を継続し、責任追及をすべき案件が認められた場合には、民事上の損害賠償請求事件の提訴や関係機関への刑事告訴・告発など民事・刑事上の責任追及を適正・厳正に実施していく方針です。

以上

本件融資の概要

